

米国経済・株式市場情報

DACAの撤廃による移民制度改革と国境安全対策

トランプ大統領はDACAの撤廃を表明し、議会へ対応策の法制化等を指示

- ▶ トランプ大統領は、前政権時に施行されたDACA（幼少時に親と不法入国した若者の在留を認める制度）の来年以降の撤廃を発表し、法制化などを含めた対応策の検討を議会に求めた。
- ▶ 米国の移民制度は国の成り立ちと関連性が強く、過去に何度も制度の見直しが行われた。昨今の世界情勢から移民制度と国境安全対策は組み合わせるべきだとの声も出ている。

<DACA撤廃発表の背景には移民制度改革による包括的な法制化が狙いとの見方も>

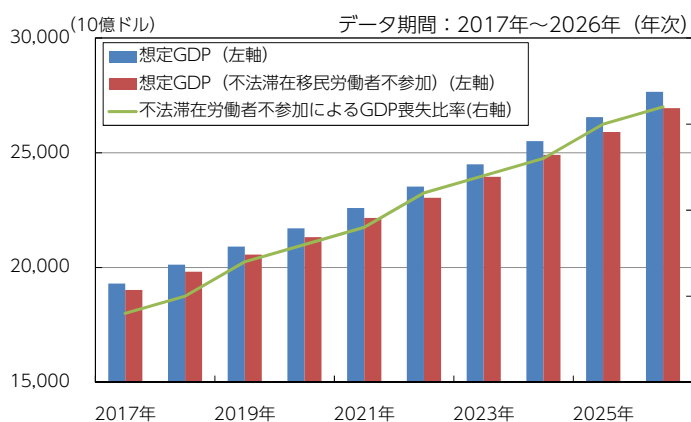
トランプ大統領はDACAの来年以降の撤廃を表明し、議会へ対応策の検討を求めました。DACAは2012年6月にオバマ前大統領が導入した制度（議会承認を得ることなく発布できる大統領令・行政命令）です。今回の発表には、人道面や経済への寄与の面（図表1）から多くの州や企業幹部から非難の声の報道がある一方で、議会の承認を得ない行政命令が施行されている現状は憲法違反だとする見方や、DACAの対象となる若者を含め、不法入国者の市民権獲得への機会提供の検討など包括的な移民制度改革を法制化すべきだとの声もあります。今回の大統領の声明の背景にも移民制度改革があると見られています。

米国はその国の成り立ちから、19世紀頃まで移民は経済成長への貴重な労働力と見なされ、実質的に国境は開放されていました。やがて移民が増加し国内労働者との間で対立が生じるなどの問題から、1924年に一定の制限をつける移民法が制定され、改正を続けてきました（図表2）。1980年代には、中南米諸国の政情不安や経済危機を背景に、正式な手続きを踏んでいない人を含む多くの移民が押し寄せ、特にメキシコ国境より入国する不法入国移民が増加し、政府は対策を検討するようになりました。

<議論を呼ぶ移民制度改革、国境安全対策との組み合わせや経済への影響などが立法化の争点か？>

2007年に当時のブッシュ政権が不法入国者の市民権獲得への機会提供や国境管理の厳格化などを含んだ移民法の改革に取り組みましたが、議会との調整がつかずとん挫し、2013年のオバマ政権においても同法の改革は断念されました。いずれも、法案に含まれる国境警備厳格化へのコスト、市民権授与により生じる社会保障負担と経済成長への寄与などの面で、相反する立場の間で調整がつかず立法化はできませんでした。今回のDACAの対象となる若者の救済措置に関しては人道的な見地から比較的速やかに承認されとの見方が大勢ですが、背景にある移民制度改革と付随する国境安全対策の法制化は難しい審議となると思われます。共和党は年明けをめどに税制改革（減税）を目指しており、12月には債務上限問題など審議しなければならない案件が多い上、DACAの撤廃表明で移民制度改革にも実質的な期限が定められ、それらが政治リスクとしてマーケットの振り幅を大きくする波乱要因となりえることにも注意が必要です。

図表1：不法滞在労働者のGDP(国内総生産)寄与見積り



図表2：移民・国境安全対策に関する主な法令の歴史

年次	主な法令
1924年	移民法（政策として国境が閉じられる）
1965年	改正移民法（移民受け入れ枠をすべての国で平等に）
1986年	移民改革統制法（外国人労働者に合法的就労の道を開き、不法入国を防ぐ施策）
1990年	移民法（家族の呼び寄せなどプログラム導入）
2002年	国土安全保障法（同時多発テロ事件を契機として、国土安全保障体制の全面的再編）
2004年	H-1Bビザ改正法（高度技能者を対象としたビザ発給）
2009年	アメリカ人労働者を雇用する法（外国人を雇用するための米国籍労働者解雇を禁じる法令）

出所：図表1はCenter for American Progressのデータを基に、図表2は各種報道等資料よりニッセイアセットマネジメントが作成

●当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。●当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。●当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。●投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。●手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品をお勧誘するものではないので、表示することができません。●当資料のいかなる内容も将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第369号
加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会